

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2020年10月29日～2020年11月4日)

令和2年(2020年)11月6日

H E A D L I N E S		
<p>政治 「国民病院」の設立 ドゥダ大統領による法改正案 「法と正義」党大会の延期 動物保護法改正案の審議中止 下院本会議の2週間延期の発表 新たな新型コロナ対策措置の発表 アンジェイチャク統合参謀長、スウェーデン軍最高司令官とオンライン会合 軍による野外病院の開設 憲法法廷による中絶違憲判決に対する欧州議会の反応 ラウ外相とリンデ・スウェーデン外相との会談 欧州委員会による裁判官の規律手続に関するEU法違反手続継続の決定 軍による新型コロナウイルス感染症対応支援 軍憲兵隊による警察支援 欧州委員会による最高裁判所規律部による裁判官の刑事免責破棄決定についての質問状の発出 ベルリンでのポーランド犠牲者記念像の設立のドイツ国会承認 ラウ外相の欧州評議会閣僚委員会への出席 ドゥダ大統領によるシュタインマイヤー大統領に対する謝意表明</p>	<p>【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。問合せ先：大使館領事部 電話：26965005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</p>	
<p>治安等 独立記念日の行進を計画 公安庁は当地におけるテロ攻撃の可能性は低いと評価 国境警備隊がイラク及びシリアからの違法入国者を逮捕</p>		
<p>経済 ドゥダ大統領、2020年予算修正案に署名 政府による追加の経済支援策に対する企業の反応 政府による経済刺激策の検討 EU加盟国の9月の失業率 10月の購買担当者景気指数(PMI) 新中央空港建設関連動向 露ガスプロムに対するガス価格引き下げ交渉 ガス蒸気発電所に関する国営企業の合意 小型モジュール原子炉建設に係る動向 石炭産業動向(欧州委員会との交渉) ノルドストリーム建設計画(ガスプロム、ポーランド競争・消費者保護庁(UOKiK)を控訴) 地方公共団体への環境関連援助</p>		
<p>大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 大使館広報文化センター開館時間(10月26日(月)より、当面の間入館を一時見合わせ) 文化行事・大使館関連行事</p>		

在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp	
政 治	
内 政	

「国民病院」の設立【10月29日】

10月29日、モラヴィエツキ首相は、ドヴォルチク首相府長官及びニエジェルスキ保健大臣と共にワルシャワに開設された臨時病院（「国民病院」）において記者会見を行い、医療インフラの拡充状況について説明するとともに、国民に規律ある行動を強く呼びかけた。

また、同首相は、「国民病院」では、500人の患者のために、約250人の医療スタッフ（医師25名、看護師80名、救急隊員25名、介護士120名）が交代で勤務すると発表した。臨時病院の建設については、10月19日に政府が新たな新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策措置として発表していた。

ドゥダ大統領による法改正案【10月30日】

10月30日、ドゥダ大統領は、憲法法廷による中絶違憲判決とその後の大規模な抗議活動の継続を受けて、妥協案となる法改正案を議会に提出することを決定した。

同大統領は、声明において、この問題について多くの女性や専門家、医師及び弁護士と協議し、その結果、家族計画、胎児の保護、中絶が許容される条件に関する法改正案を下院に提出することを決定した、と述べた。また、同大統領は、同改正案について、憲法法廷の指摘を考慮しつつ、出生前診断やその他の医学的指標により、胎児に致命的な異常が認められる場合及び出生後に胎児が生命を維持することが不可能である可能性が高い場合に限り、憲法の基本原則に適合的な態様で、人口妊娠中絶を許容する新たな法的根拠を与えるものである、と説明した。

また、同大統領は、法改正に関わらず、政府による障害を持つ子どもの家族及びシングル・マザーに対する特別な支援の必要性を強調し政府及び議会に対して、経済的、医療的、精神的、法的支援を提供する追加的な基金を検討することを要請した。

大統領提案について、ゴヴィン「合意」党首は、深刻な健康及び経済の危機と憲法法廷の判決によって引き起こされた暴力的な抗議活動に直面している中で様々な議論を一致させる賢明な試みである、と述べた。他方、野党は同提案に反対しており、プトカ市民プラットフォーム（PO）党首は、同提案は、「詐欺（fraud）」であり、問題の解決にはならない、と述べた。

「法と正義」党大会の延期【10月30日】

10月30日、与党「法と正義」（PiS）は、11月7日予定されていた党大会を延期すると発表した。延期時期は未定であるが、新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着くまでとしている。同党大会では、新たな任期の党首及び同党幹部の選出が予定されていた。

動物保護法改正案の審議中止【11月2日】

11月2日、バルチック農業副大臣は、ラジオのインタビューにおいて、与党「法と正義」（PiS）は、動物保護法の改正案の審議手続を中止することを決定したと発表した。同改正案は、上院での修正案について下院で審議される予定であった。同副大臣は、現在、新たな改正案を準備中であると発表した。詳細は明らかにしなかった。同改正案を巡っては与党内においても議論が紛糾し、一時は連立の存続が危ぶまれる状況となっていた。

ドゥダ大統領の新型コロナ対策法案の改正案への署名【11月3日】

11月3日、ドゥダ大統領は、新型コロナウイルス感染症対策法の改正法案に署名した。同改正案は、新型コロナ治療に携わる全ての医療従事者に対する特別手当の支給、新型コロナに対応する医療従事者の刑事免責、医療従事者等の隔離期間における給与の全額支給、非EU圏の医療専門家の雇用手続の加速化、研修医及び医学生の実習等を含む。

下院本会議の2週間延期の発表【11月3日】

11月3日、キダヴァ＝ブウォンスカ下院副議長（市民プラットフォーム（PO））は、与党「法と正義」（PiS）の要請により、今週4日から2日間の日程で開催される予定であった下院本会議について、2週間後の18日及び19日に延期することを決定した、と発表した。テレルツキ下院副議長（PiS院内総務）は、下院本会議の延期決定は、新型コロナウイルス感染者数の増大、特に下院スタッフにおける感染者数が拡大しているためであり、今後、下院が閉鎖されるような事態は避けなければならない、と述べた。

これに対して、キダヴァ＝ブウォンスカ副議長は、与党は、先般下院に提出された中絶に関する大統領の提案を可決するための過半数を有していないために同提案についての質疑を恐れているのであり、今回の下院本会議の延期は、感染拡大を言い訳にして時間稼ぎをしているに過ぎず、政府の現状の危

機に対する無策を確認するものである、と述べた。

新たな新型コロナ対策措置の発表【11月4日】

4日、モラヴィエツキ首相は、ニエジェルスキ保健大臣と共に記者会見を行い、新型コロナ対策のためのさらなる国内制限措置の拡大について発表した。新たな制限措置には、小学校1～3年生の遠隔授業への移行、劇場、博物館、映画館等の文化関連施設の閉鎖、食料品店や薬局等以外のショッピングセ

ンターの店舗の閉鎖、店舗や教会における人数制限、仕事上での利用を除くホテルの宿泊禁止等が含まれる。

また、同首相は、今後の段階的な措置拡大の方針についても発表し、特に国民10万人あたりの1週間の感染者数が70～75人へと至った場合には、「国民的隔離措置」（いわゆる完全なロックダウンに相当）を実施することを示唆した。

外交・安全保障

アンジェイチャク統合参謀長、スウェーデン軍最高司令官とオンライン会合【10月27日】

27日、アンジェイチャク統合参謀長は、バイデン・スウェーデン軍最高司令官とオンラインで意見交換を行った。同会合においては、バルト海の安全保障に関して話合われた。

軍による野外病院の開設【10月28日】

28日、軍は、ベモボに所在する感染症対応センターに隣接した野外病院を開設した。同野外病院は、新型コロナウイルス感染症に感染した兵士に割り当てられる。

憲法法廷による中絶違憲判決に対する欧州議会の反応【10月30日】

10月30日、欧州議会の主要5政党の党首は、憲法法廷による胎児の先天性異常を理由とする中絶の違憲判決について反対する書簡をモラヴィエツキ首相に対して発出した。同書簡は、欧州人民党(EP)、社会民主進歩同盟(S&D)、欧州緑グループ、欧州刷新及び欧州統左派の党首によって連名で署名された。

同書簡は、憲法法廷による違憲判決を女性の権利と自由に対する前例のない攻撃であると非難し、コロナ禍にもかかわらず連日の抗議活動に参加するポーランド人に対する連帯を表明している。

ラウ外相とリンデ・スウェーデン外相との会談【10月30日】

10月30日、ラウ外相は、リンデ・スウェーデン外相と電話で会談し、二国間関係、安全保障における地域協力及び東方政策等について議論した。

また、両外相は、欧州安全保障協力機構(OSCE)についても議論した。ラウ外相は、ポーランドとスウェーデンは、欧州及び東方地域の安全保障環境について同様の考えを持っており、両国がOSCEの次期議長国を務めることは、二国間協力を更に深化させるものである、と強調した。さらに、両外相は、人権、民主主義、安全保障のリンクがOSCEとの協力において重要であり、OSCEが、ナゴルノ・カラバフ、ウクライナ及びベラルーシにおける紛争の解決にお

いて主導的役割を果たすべきであるという認識で一致した。

欧州委員会による裁判官の規律手続に関するEU法違反手続継続の決定【10月30日】

10月30日、欧州委員会は、昨年12月に成立した裁判官の規律手続に関するEU法違反手続を第二段階へ進めることを決定した。欧州委員会は、本年4月に同手続を開始するための書簡を送付し、回答期限までにポーランド政府の回答があったものの、欧州委は、法の支配を巡る懸念は払拭されなかったと判断した。欧州委は、公式にポーランドに対してEU法遵守を求める理由つき意見を発表する見込みである。

本年2月に施行された同手続については、与党による司法改革に反対する裁判官を懲戒するために利用される可能性があり、裁判官の独立を脅かす恐れがあるとの批判がある。

軍による新型コロナウイルス感染症対応支援【10月30日】

30日、国防省は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、領域防衛軍及び作戦部隊を主体として約20,000人規模で支援を行うことを発表した。主な任務は、逼迫している民間医療システムを支援することであり、特に、一時的に使用できる病院の建設や民間病院を支援することとなる。兵士たちは、ウイルス検査を行うドライブスルー検査場を更に増設させる予定である。現在、兵士は国内の225か所の同検査場で支援活動を行っている。

軍憲兵隊による警察支援【10月30日】

30日、軍憲兵隊は、妊娠中絶違憲判決に対する抗議活動を監督する警察を支援するための活動を開始した。国防省は、同憲兵隊は新型コロナウイルス感染症と戦っている警察をサポートすることを命じられており、警察との共同パトロール及び隔離措置の中で警察を支援することになる、と発表した。

欧州委員会による最高裁判所規律部による裁判官の刑事免責破棄決定についての質問状の発出【11

月1日】

11月1日、レンデルス欧州委員(司法担当)は、シマンスキEU問題担当大臣に対し、先月、最高裁判所規律部がモラヴィツェ判事の刑事免責を破棄することを決定したことについて説明を求める書簡を発送した。10月12日、最高裁規律部は、同判事の汚職容疑の訴追における刑事免責を破棄していた。

最高裁規律部を巡って、本年4月、本件について審理中の欧州司法裁判所は、判決までの暫定措置として裁判官の規律規定の停止を命じていた。これに対して、ポーランドは、刑事手続における裁判官の免責破棄は当該暫定措置に反しないと主張している。

同大臣は、2週間以内に回答をすることを求められている。

ベルリンでのポーランド犠牲者記念像の設立の独国会承認【10月30日】

10月30日、独連邦議会は、第二次世界大戦及びドイツによるポーランド占領の犠牲者の追悼施設をベルリンに設立することを決定した。独連邦議会は、同施設について、独・ポーランド間の理解と友情を強めるとともに、両国間の偏見をなくすことに繋がると強調した。

ラウ外相は、本件について、長い間待ち望んでいた正しい方向への一歩である、と述べた。

ラウ外相の欧州評議会閣僚委員会への出席【11月4日】

11月4日、ラウ外相は、ビデオ会合形式で開催された欧州評議会の閣僚会合に出席し、新型コロナウイルス感染症との闘いについて議論した。同外相は、ステートメントにおいて、緊急的な措置は人権を犠牲にして執られることがあってはならず、衛生上の考慮から必要な場合にのみ、比例的かつ一時的な措置に限って導入されるべきである、と強調した。

ドゥダ大統領によるシュタインマイヤー大統領に対する謝意表明【11月4日】

11月4日、ドゥダ大統領は、シュタインマイヤー独大統領による新型コロナウイルス感染拡大に対する支援の申し出に対して謝意を表明する書簡を発表した。独による支援については、10月末のシュタインマイヤー独大統領からドゥダ大統領に宛てた書簡において申し出があった。

ドゥダ大統領は、同書簡において、独による支援の提案に対して謝意を表明し、新型コロナウイルス感染拡大の困難な時期にあつて、あらゆる連帯の行為は特別な価値を有する、と述べた。また、同大統領は、ポーランド・独両政府は、新型コロナとの闘いにおいて緊密に協力しており、必要であれば、独は、ポーランドの支援にも頼ることができる、と述べた。

治 安 等

独立記念日の行進を計画【11月2日】

独立記念日に行われる本年の行進について、主催者は、11月11日午後2時に文化科学宮殿付近のドモフスキエゴ交差点を出発して、国立競技場に向かうと発表した。また、本年の同行進にかかるポスターについて、ポーランド及び欧州を攻撃する反文明・反文化との戦いを示すものであるなどと述べた。例年、当地の独立記念日である11月11日には、各地で集会やデモが行われている。

公安庁は当地におけるテロ攻撃の可能性は低いと評価【11月3日】

ジャリン特務機関調整担当大臣付報道官は、オーストリア・ウィーンで発生したテロ攻撃とみられる事件に関連して、公安庁(ABW)から当地におけるテロ攻撃の脅威に関する報告は受けていないと指摘の上、ABWは当地でテロ攻撃が起きる可能性は低

いと評価していると述べた。また、同報道官は、事件を注視しており、当地治安機関は海外と常に連絡を取っているとした上で、ウィーンの事件が当地に及ぼす影響を分析していると付け加えた。このほか、当地に対する脅威が見受けられた場合、ABWは適切に対応するよう用意していると述べた。

国境警備隊がウクライナからの違法入国者を逮捕【11月3日】

国境警備隊は、ウクライナとの国境付近のフレベンネにおいて、違法に入国しようとしたイラン人及びシリア人を逮捕した。両人は、ポーランドの滞在に必要な書類を有していなかった。国境警備隊が、規則に従いウクライナ側に両人を引き渡そうとしたが、ウクライナ側はこれを拒否した。逮捕された2名は、最大3年の懲役刑となる可能性があり、外国人監視センターに収監される。

経 済

経済政策

ドゥダ大統領、2020年予算修正案に署名【10月30日】

2日、ドゥダ大統領は2020年予算修正案に署名

した。修正案では、歳入3,987億ズロチ(約889.5億ユーロ)、歳出5,080億ズロチ(約1,104億ユーロ)、1,093億ズロチ(約238億ユーロ)の財

政府による追加の経済支援策に対する企業の反応【11月2日】

現在、政府は新型コロナウイルス感染症予防のための制限措置強化により特に影響を受けた企業等に対する追加の経済支援策を検討している。同支援策は、10月27日に27日、モラヴィエツキ首相は、ゴヴィン副首相兼開発・労働・技術大臣及びコシチンスキ財務・基金・地域政策大臣と共に記者会見を行い発表したもので、観光業3~5万社や飲食業・フィットネス業等の17万社が対象となる見込みである。他方、同法案には、感染症対策に係る規制や指令、禁止事項に違反した企業を政府支援の対象外とする条項が盛り込まれており、企業からは懸念の声も挙がっているという(例えば、個人事業主が抗議活動に参加した場合に同条項の下で処罰を受けるのではないかなど)。また、同法案は、企業が補助金に申請を行う際に規制や指令、禁止事項に違反していない旨の宣誓書を提出することや、仮に虚偽の申告を行った場合には、利子と共に補助金の返金を行うことを義務づける条項も含

んでいる。

政府による経済刺激策の検討【11月4日】

政府はロックダウン後の経済復興を促進するための経済刺激策の策定を進めている。同経済刺激策は、春のロックダウンの際に発表された「盾」と呼ばれる支援パッケージとは対照的に「剣」と呼ばれ、不況から企業を保護することを目的としている。企業は、経済状況が安定するまでは野心的な投資決定を行うことを差し控えると見られることから、同パッケージの下、中央政府及び地方政府による公共投資を実施する。政府は、新中央空港建設を含む大規模なインフラ投資を継続する必要があると共に、最新技術やバイオテクノロジー分野の開発が必要としている。アラック・ポーランド経済研究所(PIE)所長は、不況は新たなビジネス機会を創出するが、同機会を上手く活用できるかは、不況のピーク時に企業の流動性を確保できるかという点と、ビジネスに対する資金的・組織的支援が可能かという点にかかっていると見た。また、同所長は、政府は減税も検討すべきと提言した。

マクロ経済動向・統計

EU加盟国の9月の失業率【10月30日】

ユーロスタットによると、9月のポーランドの季節調整済み失業率は3.1%で、失業者数は前月から4,000人減少し525,000人となった。同月のEUの平均失業率は7.5%で、ポーランドはEU内でチェコに次いで失業率が低かった。なお、中央統計局(GUS)は、9月の失業率は6.1%で、5月末時点の登録済み失業者数は1,023,700人と発表している(ユーロスタットとGUSは統計の算出方法が異なっており、前者は15歳~74歳の求職中の失業者を対象としているのに対し、後者は求職を行っていない人々を含めた登録済み失業者を対象としている。)

10月の購買担当者景気指数(PMI)【11月2日】

IHS Markitによると、10月の購買担当者景気指数(PMI)は50.8ポイントと、前月から横ばいとなった。景気の拡大・縮小の分岐点である50ポイントを上回り、産業部門の状況は改善傾向にあるものの、新型コロナウイルス感染症により国内需要が弱まった結果、新規受注が低下する等の影響を受け、回復ペースは緩やかになっている。生産高、雇用、輸出等の指標が改善した一方、先行き12か月の見通しは悪化した。

ポーランド産業動向

新中央空港建設関連動向【10月28日】

ポーランドの新中央空港の2020年から2023年に行われる第一段階の建設に係る128億ズロチの財政計画が閣議決定された。これらのほとんどは債券発行で補填されるとされている。第一段階の作業としては、2020年に開始される建設用地の購入、2021年までに空港のマスタープランを準備し、環境評価の結果も考慮する。2023年には環境影響報告書をまとめ、旅客ターミナルの建設設計図を準備し、建設を開始することとしている。

露ガスプロムに対するガス価格引き下げ交渉【11月1日】

11月1日、国営石油ガス会社 PGNiG は、露ガスプロムに対しヤマルガスパイプライン契約に基づき、ガス価格の再交渉に関する申請書を提出した。契約によると3年に1回、ガス価格が市況と相容れないと判断した場合、いずれかの当事者がガス価格の再交渉を要求することができる。当該契約は、1996年9月に署名され、ポーランドへの年間のガス供給量は100億m³を想定された。ガスプロムが課した「テイク・オア・ペイ」規則によれば、PGNiG は年間少なくとも87億m³のガスを受け取る義務がある。2019年11月、PGNiG は現在の契約終了日である2022年12月31日以降、契約を更新しない意向であると宣言した。

エネルギー・環境

ガス蒸気発電所に関する国営企業の合意【11月2日】

国営石油企業の PKN Orlen 及び Lotos 並びに国営電力会社 Energa は、グダンスクへのガス蒸気発電所の建設可能性の分析に関して合意し、書簡に署名した。同書簡には、3社が本件に関して、法律、技術、財政、建設地の条件について議論することとされている。同事業は、2026年7月に完成予定であるとされている。

小型モジュール原子炉建設に係る動向【11月2日】

化学会社 Synthos Green Energy は、小型モジュール原子炉建設に向けてポーランドの原子力規制機関であるポーランド原子力庁 (PAA) との対話を開始した。同社は小型モジュール原子炉の建設に使用予定の技術等の情報をまとめ、同庁に提出した。同社は、同情報に関して、フィンランドの原子力エネルギーのリーダーである Fortum Power and Heat Oy、米国の原子力事業者 Excelon Generation、技術提供者である GE Hitachi Nuclear Energy と協力してまとめた。PAA は既に原子力安全局において検討しているとしている。Synthos Green Energy のカスプルブ CEO は、これは最初のステップであり、我々は PAA との規制プロセスを開始する準備ができていると述べた。

Synthos グループは、GE Hitachi Nuclear Energy と小型モジュール原子炉に関する協力を2019年の始めから行っており、同年秋に両者は協力覚書を締結している。同社は300MW(電力)及び870MWの容量(熱)をもつ小型モジュール原子炉の建設を計画している。

石炭産業動向(欧州委員会との交渉)【11月2日】

ソボン国有財産副大臣は、石炭鉱業部門への公的支援について、ポーランド政府から欧州委員会に提案を起草したものの公式の協議はまだ始まっていないとコメントした。ポーランドが提案している支援の詳細は欧州委員会との協議の上発表されるが、炭鉱会社の生産コストが世界市場の石炭価格を超える場合に支援可能なドイツの例を参考にしている。現在、欧州委員会の定めにより公的援助は、清算中の鉱山にのみ供与可能である。ポーランド政府は、この規則が変更されることを望んでいる。

ノルドストリーム建設計画(ガスプロム、ポーランド競争・消費者保護庁(UOKiK)を控訴)【11月4日】

露ガスプロムは、ポーランド競争・消費者保護庁(UOKiK)をポーランド裁判所に控訴したと発表した。本年10月6日、UOKiKは露ガスプロム等の関連会社に対し、UOKiKに必要な同意を得ずにノルドストリーム2ガスパイプラインの建設等を進めたとして罰金を課した(露ガスプロム:290億ズロチ、その他5社:2億3400万ズロチ)。また、UOKiKの決定に基づき、事業体はガスパイプラインの資金調達のために締結された契約を終了する義務がある。

地方公共団体への環境関連援助【11月4日】

気候・環境省は、地方自治体のグリーンな公共交通事業に対して支援をすると発表した。同省は地方自治体がゼロエミッションバスを購入するための資金として、13億ズロチの融資と補助金を提供する予定としている。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われずといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1) 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2) 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、3月20日には、感染事態が宣言されました。11月9日から小学校及び高等教育機関においては、実務授業を除きリモート授業が義務化されます。幼稚園、保育園の活動に制限があります(各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください)。10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取るようになっていきます。また、11月7日から同29日までの間、食料品店た薬局以外のショッピング・センター内の店舗が閉鎖されます。今措置については、国家警察本部が同義務を履行しない者に対する取締りを厳しく行うと発表していますので、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>**【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間(当面の間、入館を見合わせ中)**

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を巡る状況を受け、当面の間入館を見合わせております。電話・メールでの対応は通常どおり、上記の時間帯で行います。御理解の程、宜しくお願いいたします。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【中止】「日本文化デー・スヴァウキ2020」【11月6日(金)～8日(日)】

※本イベントは中止となりました。

【予定】 展覧会「Paradise 101」【11月15日～2021年12月14日】

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「Paradise 101」が開催されます。ポーランドの写真家アーティスト、ヴォイチェフ・ヴィエテスカ(Wojciech Wieteska)によって撮影された、日本の平成時代の社会における変化を表現した写真展です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, 30-302 Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/paradise-101>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsml@wr.mofa.go.jp)